

**参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

令和7年1月14日

九州地方整備局長
森田 康夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、河川管理情報システム及び河川情報システムの保守点検、障害対応及び一部のシステム改良等を行う業務であり、業務の実施にあたっては、既往システムの設計思想、技術的ノウハウの熟知が必要であること、河川管理及び一般住民の避難行動に資する情報の提供を行うシステムであり、信頼性の確保が必要であることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

（1）業務名

令和7年度河川情報システム保守改良業務（電子契約対象案件）

（2）業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

（システム保守点検）

- ・計画準備 1式
- ・保守点検 1式
- ・システム障害対応 1式

（システム改良等）

- ・計画準備 1式
- ・河川情報システム改良 1式
 - TV CML変換システム更新 1式
 - TV CML変換システム改良 1式
 - 危機管理情報提供システム改良 1式
 - 河川防災情報発信システム改良 1式
- ・報告書作成 1式

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

3. 業務目的

本業務は、河川管理情報システム及び河川情報システムの保守点検、障害対応及び一部のシステム改良等を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和6・7年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 参加意思確認書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。b)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b)において同じ。）の関係にある場合
- b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ) 会社法第2条12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ) 会社法第2条15条に規定する社外取締役

② 実績として挙げた業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」（以下「成績評定要領」という。）に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。

③ 過去2年間（令和4年度～令和5年度）に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

2) 配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加意思確認書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加意思確認書を提出することができるが、この場合、参加意思確認書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには審査結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

① 配置予定管理技術者等

配置予定管理技術者等については下記の(1)、(3)及び(4)に示す条件を満たし、(2)の実績を有する者とする。

(1) 下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

[2] 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

[3] RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

[4] 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

(2) 下記のいずれかの実績を有する者。

平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。

- ・ 同種業務：河川情報の共有・提供システム開発業務
- ・ 類似業務：行政情報の共有・提供システム開発業務

同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注1）、特別地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）、公益法人（注4）が発注した契約金額100万円以上の業務、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（注1～4は、2.（2）1）を参照）

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第

65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 2 条第 1 号に規定する休業)及び介護休業(同条第 2 号に規定する休業)(以下「休業」という。)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間(以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が 1 年に満たない場合は 1 年として切り上げて期間を延長するものとし、休業を複数回取得している場合は休業の通算日数が 1 年を超える毎に評価対象期間を 1 年単位で延長するものとする。)を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付すること。

また、実績として挙げた業務の業務評定点が 60 点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。ただし、調査基準価格を下回った業務の実績において、成績評定点が 70 点未満の場合は、業務実績として認めない。

(3)令和 7 年 4 月 1 日現在の手持ち業務量(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。)が 5 億円未満かつ 10 件未満である者。ただし、令和 7 年 4 月 1 日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円未満から 2.5 億円未満に、件数を 10 件未満から 5 件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得(平成 24 年 3 月 30 日付け国九整達第 9 号)第 6 条第 11 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で 5 億円、件数で 10 件の業務量(令和 7 年 4 月 1 日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、契約金額で 2.5 億円、件数で 5 件の業務量)未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

なお、手持ち業務の基準日である令和 7 年 4 月 1 日現在は、令和 7 年度予算成立が令和 7 年 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。

- [1] 当該配置予定管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- [2] 当該配置予定管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
- [3] 当該配置予定管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4] 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者

手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものを含んだ全ての業務。

(4) 過去4年間（令和2年度～令和5年度）に完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）のテクリス平均業務評定点が60点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。

なお、2.（2）2）①（2）において、評価対象期間の延長資料が提出された場合は、同様に提出資料に基づいた評価対象期間の延長を行うものとする。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

②配置予定技術者

配置予定技術者は、参加意思確認書の提出者以外の企業に所属する者を配置予定技術者（配置予定管理技術者等、配置予定担当技術者）とすることを認めない。

（3）業務実施体制の妥当性に関する要件

下記項目に該当する場合には選定しない。

- 1）再委託の内容が、主たる部分の場合。
- 2）業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

5. 手続き等

（1）担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方整備局 総務部 契約課 契約第二係（内線2533）

電話092-476-3509 FAX092-476-3459

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

公示日から令和7年1月23日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から17時00分まで。交付場所は（1）に同じ。

交付方法については、（1）において直接交付又は郵送にて行う（郵送の際は郵送料を別に必要とする）。電送（ファクシミリ）等による交付は行わない。

（3）参加意思確認書の提出期限、提出場所及び方法

- 1）提出期間：令和7年1月24日17時00分まで
- 2）提出場所：（1）に同じ
- 3）提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）すること。

6. その他

- （1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。
- （3）当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限は、令和7年2月19日17時00分までを予定している。
- （4）契約日は令和7年度予算が令和7年4月1日までに成立した場合は、4月1日とし、4月2日以降に成立した場合はその成立日とする。

なお、契約日にかかわらず、契約期間（工期）の始期は令和7年4月1日とする。

また、暫定予算となった場合、本業務に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本予算成立後は令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(5) 詳細は説明書による。